

## 各広域連合間での健診業務委託契約について

(代表契約に参加することが困難な場合)

### 1 委託契約

被災地の広域連合(甲)は、被保険者が避難している地域の広域連合又は市町村(乙)と委託契約を締結し、被保険者に対する健診を実施することができる。

#### (1) 甲の業務の一部委託

甲は、乙との委託料の精算等の業務を市町村に委託することができる。この場合、業務を委託しようとする市町村から、乙との委託契約に関する委任を受けることが必要となるとともに、甲と当該市町村との間においても委託契約の締結が必要となる。

#### (2) 乙(広域連合)の業務の一部委託

乙(広域連合)は、健診等の業務を市町村に委託することができる。この場合、業務を委託しようとする市町村から、甲との委託契約に関する委任を受けることが必要となるとともに、乙(広域連合)と当該市町村との間においても委託契約の締結が必要となる。

#### (3) 契約類型

委託先が広域連合か市町村か、また、委託元が業務の一部を市町村に委託するかにより、以下の類型を示すが、契約にあたっては、被災地の広域連合及び市町村の事務処理負担を軽減する観点から、被災地の広域連合の希望に十分配慮することが望まれ、委託先を市町村とする場合であっても、避難先の広域連合は管内市町村のとりまとめを行い、委託契約に係る事務手続きの調整は各広域連合間で行うことを基本とする。

委託先 \ 委託元	広域連合が全ての業務を実施	広域連合が委託料精算等を市町村に委託
広域連合 (健診を市町村に委託)	1 - (1)	1 - (2)
市町村	2 - (1)	2 - (2)
広域連合 (健診を自ら実施する7府県)	3 - (1)	3 - (2)

※パターン別業務フローは別紙1を参照

※パターン別委託契約書例は別紙2、別紙3を参照

## 2 受診対象者

甲の被保険者のうち、以下の両方に該当する者を対象とする。

- ① 東日本大震災発生時において、災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民。
- ② 一時的に甲以外の区域に居住しており、甲の実施する健診を受診できない方。

## 3 実施の依頼

甲は被保険者の申し出に基づき、乙に当該被保険者に対する健診の実施を依頼する。

甲の被保険者が乙に対して受診希望を申し出た場合には、被保険者の同意を得たうえで、乙から甲に連絡のうえ事務を進める。

なお、個人情報の取り扱いについては甲及び乙の規定によるものとする。

※被保険者が避難先での受診希望申出をした際に、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託、再委託などを受けたものが健診業務を遂行するために必要な個人情報を利用することに同意する」旨を確認すること。

### (1) 依頼の時期

委託料の精算に係る期間も勘案のうえ、甲乙協議し定める。

### (2) 依頼の方法

対象者情報を郵送、ファクシミリまたは電子メールで送付する。

### (3) 送付する対象者情報

氏名、生年月日、被保険者番号、避難先住所、連絡可能な電話番号

## 4 実施方法

乙は甲の依頼に基づき、甲の被保険者に健診を実施する。

### (1) 実施の時期

健診の開始時期、委託料の精算に係る期間を勘案のうえ、甲乙協議し定める。

### (2) 受診券の発行（様式例は別紙4）

乙は甲の依頼に基づき、甲の被保険者に対して受診券を発行する。

乙の通常業務において受診券を発行していない場合であっても、健診実施機関において受診対象者であることの確認や自己負担金を免除することの周知を確実にを行うためには、簡易なものであっても受診券を発行する必要がある。

### (3) 実施場所

乙が委託契約を締結している健診実施機関において実施する。

健診実施機関は、受診券と被保険者証を確認のうえ、健診を実施する。

### (4) 健診項目

乙の被保険者に対して実施している健診項目と同等とする。

健診業務を市町村に委託又は補助実施している広域連合に委託する場合は、市町村ごとに定める。

生活機能評価との同時実施については、原則として行わない。

(5) 自己負担金

以下に該当する受診対象者からは自己負担金を徴収しない。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

(6) 健診結果の受診者への提供

健診実施機関と協議のうえ、健診実施機関から直接送付するなど、速やかに健診受診者に提供する。

(7) 健診実施機関との関係

乙が健診実施機関と締結している委託契約については、必要に応じて、受診対象者の追加などについての変更契約を行う。

(8) 国民健康保険団体連合会との関係

乙が国民健康保険団体連合会経由の請求支払事務を採用しており、被災者への健診においても国保連合会経由の請求支払事務を行おうとする場合は、支払代行機能の利用について国民健康保険団体連合会と調整する必要がある。

5 健診結果の送付

乙は健診の健診結果を甲に送付する。

(1) 送付の時期

甲乙協議のうえ定める。

(例)・平成24年3月に一括して送付する。(甲の国庫補助金申請のため平成24年1月に実施状況を報告する。)

- ・毎月の実施分を翌月末までに送付する。
- ・毎月の実施状況を翌月10日までに報告することとし、健診結果は年度分を一括して送付する。

(2) 送付の方法

甲乙協議のうえ定める。

(例)・紙媒体を郵送する。

・電子データ (XML ファイル) を記録した媒体を郵送する。

## 6 委託料の精算

乙は甲に健診の実施に係る費用を請求し、甲はこれを支払う。

### (1) 請求額

委託契約における委託料単価については、甲乙協議のうえ、乙がその加入者に対して行う健診に要する費用の額に実施結果の送付等に要する通信費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定める。

健診業務を市町村に委託又は補助実施している広域連合に委託する場合は、市町村ごとに定める。

自己負担金を免除する場合は、甲に対して自己負担金を含めて請求することとし、自己負担金を免除した場合の単価についても契約に定めておく。

### (2) 請求時期

甲乙協議のうえ定める。

(例)・平成24年3月に一括して請求する。

・毎月の実施分を翌月末までに請求する。

### (3) 請求方法

乙は甲に請求額の内訳及び納付書を郵便により送付する。

請求にあたり必ずしも健診の実施結果を添付する必要はないが、甲において委託業務の完了を適切に点検できるよう、健診費用を支出したことを証する書類及び支出額の明細 (受診者の氏名、生年月日、被保険者番号、避難先住所、受診項目等を記載したもの) を添付する。

## 7 その他

### (1) 受診券発行後、対象者が避難先を異動した場合の取り扱い

甲の被保険者が、受診券の発行を受けた後、乙の区域外に避難先を移したにもかかわらず当該受診券で受診した場合、乙の区域に避難しているものと取り扱う。

また、未受診であり新しい避難先での受診を希望する場合は、乙に発行済みの受診券を返還させたうえで、改めて甲に受診希望の申し出をさせることとする。

### (2) 受診券発行後、対象者が被保険者資格を喪失した場合の取り扱い。

受診券発行後、乙 (広域連合) の被保険者資格を取得したにもかかわらず当該受診券により受診した場合は、乙が費用を負担する。

受診券発行後、甲乙 (広域連合) 以外の被保険者資格を取得したにもかかわらず当該受診券により受診した場合は、甲は委託料を乙に支払う。